

2. 宇部市の現況

(1) 経済社会的な現況

①人口・世帯数

本市の人口は、炭鉱閉山の影響により昭和35年から昭和45年にかけて減少傾向でしたが、その後、産業経済の発展に伴い昭和60年まで増加が続き、昭和60年以降は175,000人前後で横ばい状態でしたが、平成17年には、楠町との合併により約178,900人となりました。

また、世帯数は、一貫して増加傾向を続け、昭和30年から平成17年で約2倍に増加しました。

一方、近年における中心市街地の人口は、平成12年から平成17年までに約500人（約1割増）の増加が見られます。

※データは合併前の数値（H17は合併後の数値）

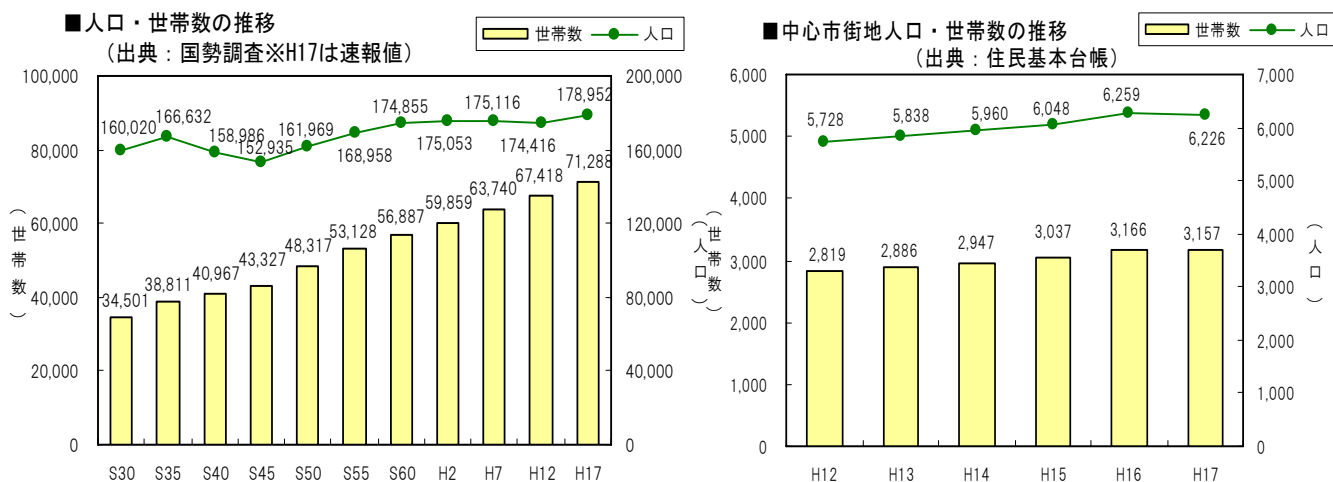
②産業

本市の就業人口は、平成12年には第3次産業が約65%を占め、第2次産業が約30%、第1次産業は5%未満となっています。第3次産業は増加傾向にありますが、第1次、第2次産業は減少傾向にあります。

一方、農業粗生産額および工業出荷額、商業販売額は、減少傾向でしたが、平成7年から増加に転じています。工業出荷額と商業販売額は、近年減少傾向にあります。

③流出・流入人口

平成12年の就業者の流出・流入状況は、流出・流入ともに小野田市（現、山陽小野田市）が突出して多くあり、本市との強い結びつきが見られます。次いで、山口市、阿知須町（現、山口市）との交流人口が多く、他市町との人口交流は年々増加傾向にあります。



(2) 景観形成の歴史

炭鉱とセメントの町として知られた宇部市では、工場の煙突から出る黒煙が「発展のシンボル」でもありましたが、白い灰や黒い塵が降りつづけ、世界一灰の降るまちと報じられました。これにより、市民の煤塵（ばいじん）対策への意識が高まり、後に『宇部方式』と呼ばれる「産・官・学・民」の4者の話し合いによる地域社会の自主的な規制を実施し、降下煤塵量は10年間で約1/3にまで激減しました。この公害への取り組み『宇部方式』は、国際的にも評価を受け、国内3都市目となる「グローバル500賞」の受賞に至っています。

また、公害対策を行う一方で、並行して取り組まれたのが、まちの「緑化運動」「花いっぱい運動」「宇部を彫刻で飾る運動」であり、これまでのまちのイメージを払拭した住みよいまちの実現に向け、市民・企業・行政が一体となって取り組んできました。

このようなまちづくり運動は、さらに「市民の森をつくる運動」「香りの森市民運動」「鈴虫いっぱい運動」「里親制度」へと広がり、50年経った現在でも続けられています。

《緑化運動》

「街を花で埋めよう」を合言葉に市内の企業から募金を募り、市民に花の種をプレゼントしたり、街路樹を植えたりといった、市民・企業・行政が一体となった街の緑化活動が1950年から始められました。

食べるにも事欠くような戦後のすさんだ時代の中、当初、共感を得ることが難しい状況にありましたが、樹木が育つとともに、次第に市民の共感や協力が得られるようになり、現在では街路樹は約87,000本で、市民2人に1本の割合で植樹が行われています。



緑化運動（平和通り）

《花いっぱい運動》

花いっぱい運動は、1955年に「宇部を花で埋める会」が発足し、まちを花で飾ろうという市民への呼びかけから始まりました。以後、花壇コンクールを中心に全市民参加のもとに大々的に行われています。



花いっぱい運動

《宇部を彫刻で飾る運動》

「緑化運動」「花いっぱい運動」に続き、自然と人間との接点として、まちに彫刻を置こうとする「宇部を彫刻で飾る運動」が提唱され、市民運動として広がり、1961年に全国で初めての野外彫刻展となる「第1回宇部市野外彫刻展」が開催されました。

その後、1965年から「現代日本彫刻展」として隔年で開催され、全国で最も歴史のある現代彫刻展として受け継がれています。

現在は、この彫刻展の入選作品や市民からの寄贈作品等160点あまりの彫刻が市内各所に展示され、市民の日常生活に潤いと安らぎを与えています。



彫刻（常盤公園）

《市道の里親制度（美化ピカロード宇部）》

地域住民共有の生活空間である市道を「子ども」に見立て、地域住民や地元企業等が「親代わり」になって、美化や緑化活動等のボランティア活動を行う「市道の里親制度」が実施されています。

《祭り・イベント等》

宇部市では年間を通して祭りやイベント等が開催されており、代表的なものに、市無形民俗文化財『岡田屋百手神事（3月）』、川鎮めの神等を祀る『新川市まつり（5月）』、宇部港『花火大会（7月）』、市制記念を祝う『宇部まつり（11月）』、県無形民俗文化財『岩戸神楽舞（12月）』等があります。



宇部まつり

(3) 市街地の現況

①市街地形成のおいたち

本市の市街地は、約 100 年前から盛んになった石炭産業（海底炭坑）の発展にともなって形成され、国道 190 号や JR 宇部線に沿って細長く帯状に発達してきました。

周防灘は、炭鉱から排出された土砂（ボタ）によって埋立地が造成され、平坦な市街地が形成されました。

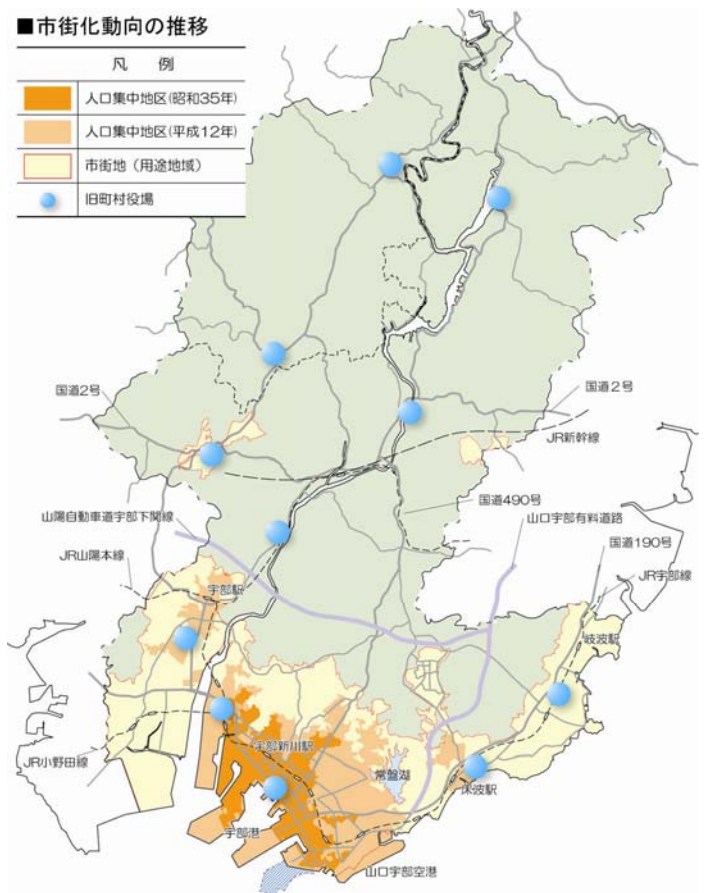
近年になると、都市化の進展とともに、人口や商業機能が分散し、市街地内人口密度 36.9 人/ha と低密度な市街地が広がっています。

市街地後背には、豊富な緑地を有する標高 250m の霧降山が位置し、市街地の外縁緑地となっており、市北部の自然豊かな農村地帯への市街化を防ぐ地形バリアとなっています。

また、本市が周辺 11 町村との合併によって形成されたことから、旧町村役場周辺には一定の中心性を持った集落が残っています。

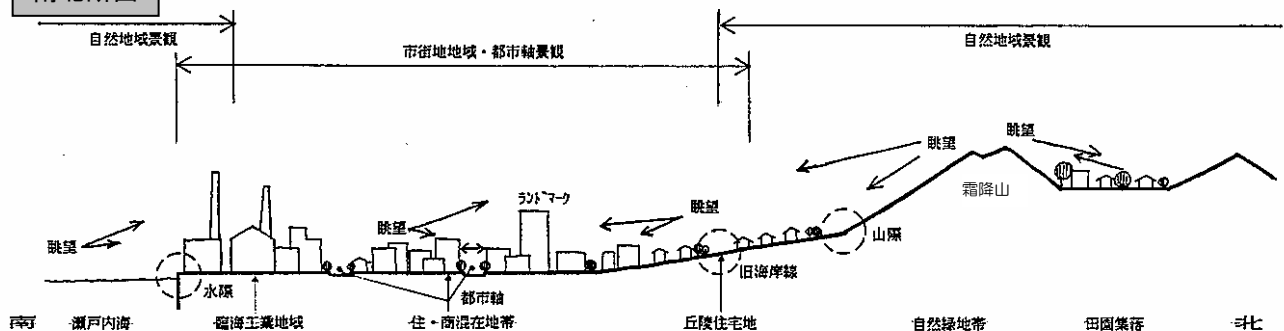
■市街化動向の推移

凡 例	
	人口集中地区(昭和35年)
	人口集中地区(平成12年)
	市街地(用途地域)
	旧町村役場

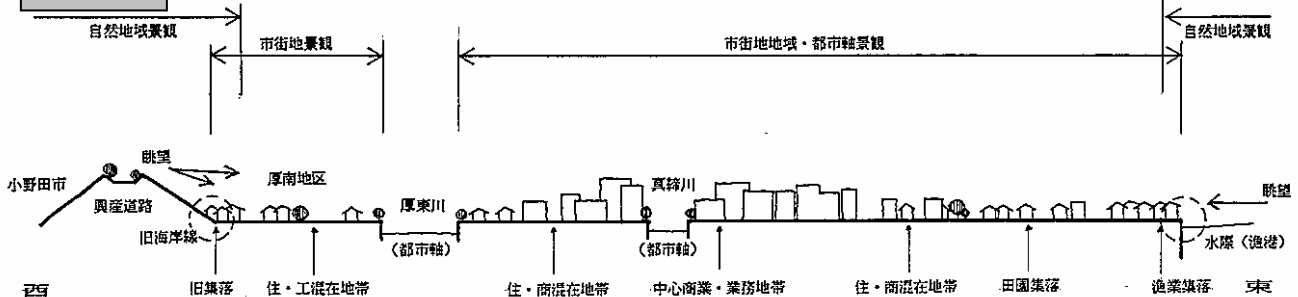


■断面構造

南北断面



東西断面



②開発の動向

近年の建築行為の約9割、開発行為の約7割が用途地域内で行われており、用途地域外(用途白地地域)では市東部の東岐波・西岐波の国道190号後背地や宇部IC周辺などで建築・開発行為が多く見受けられます。

大規模な造成地としては、山口県における研究開発拠点と中核都市圏の形成を目指した『宇部フェニックステクノポリス計画』に基づき、東部丘陵地に宇部臨空頭脳パークと宇部新都市、北部丘陵地に宇部テクノパークが建設されました。

また、現在、宇部港東見初地区で廃棄物処理場及び公共埠頭などの整備のため、公有水面埋立て事業が進められています。

③法規制の状況

本市は、市北部の一部を除き、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域として都市計画区域に指定しています。区域区分の適用は行わず、都市的土地利用を図る区域は用途地域を指定し、適正な土地利用を促進しています。

自然的土地利用を図る区域では、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)による農業振興地域や農用地区域、森林法による保安林区域等を指定し、良好な自然環境の保全を図っています。

小野湖周辺や霜降山一帯では、都市緑地法による特別緑地保全地区、山口県自然環境保全条例による緑地環境保全地域を指定し、また市街地内の常盤湖周辺や宗隣寺、護国神社周辺等7ヶ所では、都市計画法による風致地区を指定し、良好な自然景観の保全を図っています。

■法規制及び開発の動向



④都市計画区域内の用途地域外（用途白地地域）における土地利用規制

無秩序な開発の抑制と自然環境の保全を図ることを目的として、用途地域外（用途白地地域）において、建築形態規制及び開発許可基準の強化を行っています。

建築形態規制の強化として容積率の上限を下げるとともに、開発許可基準の最低敷地面積を強化し、ゆとりある住環境の保全を図っています。

さらに、山陽自動車道宇部下関線以南の用途地域に近接・隣接する地域では、これらの規制の強化に加え、特定用途制限地域を適用し、延床面積 1,500 m²を超える大規模店舗等の立地を制限しています。

■用途白地地域における土地利用規制

